

動薬協会発 143 号
令和 2 年 12 月 7 日

公益社団法人日本動物用医薬品協会
会員各位

公益社団法人日本動物用医薬品協会
理事長 池田 一樹
(公印省略)

「食品循環資源利用飼料の安全確保のためのガイドラインの策定について」の
一部改正について

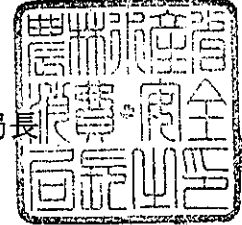
平素より協会事業にご理解とご支援を賜り、御礼申し上げます。

さて、標記のことについて、別添のとおり消費・安全局長通知（2 消安第 3705
号）がありましたので、お知らせします。

2 消安第 3705 号
令和 2 年 12 月 1 日

公益社団法人日本動物用医薬品協会理事長 殿

農林水産省消費・安全局長



「食品循環資源利用飼料の安全確保のためのガイドラインの策定について」の一部改正について

平素より飼料の安全確保に御尽力いただき感謝申し上げます。

「食品循環資源利用飼料の安全確保のためのガイドラインの策定について」の一部改正について、別添のとおり都道府県知事に通知しましたので、御了知の上、貴団体傘下の会員又は組合員に対し周知いただきますよう御協力をお願いします。



写

2 消安第 3705 号
令和 2 年 12 月 1 日

各都道府県知事 殿

農林水産省消費・安全局長

「食品循環資源利用飼料の安全確保のためのガイドラインの策定について」の一部改正について

平素より飼料の安全確保に御尽力いただき感謝申し上げます。

食品循環資源の飼料利用に係る規制については、食品循環資源利用飼料の安全確保のためのガイドラインの策定について（令和 2 年 8 月 31 日 2 消安第 2496 号 農林水産省消費・安全局長通知）により、定められているところです。

今般、別紙の新旧対照表のとおり、通知の一部を改正しましたので、御了知の上、関係者に対し、周知・指導の徹底をお願いします。

○食品循環資源利用飼料の安全確保のためのガイドラインの策定について（令和2年8月31日付け2消安第2496号農林水産省消費・安全局長通知）一部改正新旧対照表（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p data-bbox="411 1111 443 1167">別添</p> <p data-bbox="499 1218 531 1870">食品循環資源利用飼料の安全確保のためのガイドライン</p> <p data-bbox="635 1756 667 1980">第1・第2 [略]</p> <p data-bbox="722 1144 754 1980">第3 食品循環資源利用飼料の安全確保に係る基本的な考え方について</p> <p data-bbox="770 1832 802 1944">1 [略]</p> <p data-bbox="815 1693 847 1944">2 BSE 対策について</p> <p data-bbox="855 1111 1412 1917">BSE 対策については、飼料に含むことができる動物由来たん白質の種類等が成分規格等省令において厳格に定められている。具体的には、反すう動物（牛、めん羊、山羊及び鹿をいう。）に給与される可能性がある飼料には、ほ乳動物由来たん白質（乳、乳製品並びに「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の規定に基づく動物由来たん白質及び動物性油脂の農林水産大臣の確認手続について」（平成17年3月11日付け16消安第9574号農林水産省消費・安全局長通知）の第1の2の（2）の農林水産大臣の確認（以下「大臣確認」という。）を受けたゼラチン及びコラーゲンを除く。）及び魚介類由来たん白質（卵及び卵製品を除く。）及び魚介類由来たん白質（卵及び卵製品を除く。）及び豚及び家きんに給与される可能性がある飼料にも、一定の要件を満たす動物由来たん白質以外は含んではならない。</p>	<p data-bbox="411 219 443 275">別添</p> <p data-bbox="499 327 531 978">食品循環資源利用飼料の安全確保のためのガイドライン</p> <p data-bbox="635 864 667 1088">第1・第2 [略]</p> <p data-bbox="722 253 754 1088">第3 食品循環資源利用飼料の安全確保に係る基本的な考え方について</p> <p data-bbox="770 943 802 1055">1 [略]</p> <p data-bbox="815 804 847 1055">2 BSE 対策について</p> <p data-bbox="855 219 1412 1025">BSE 対策については、飼料に含むことができる動物由来たん白質の種類等が成分規格等省令において厳格に定められている。具体的には、反すう動物（牛、めん羊、山羊及びしかをいう。）に給与される可能性がある飼料には、ほ乳動物由来たん白質（乳、乳製品並びに「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の規定に基づく動物由来たん白質及び動物性油脂の農林水産大臣の確認手続について」（平成17年3月11日付け16消安第9574号農林水産省消費・安全局長通知）の第1の2の（2）の農林水産大臣の確認（以下「大臣確認」という。）を受けたゼラチン及びコラーゲンを除く。）及び魚介類由来たん白質（卵及び卵製品を除く。）及び豚及び家きんに給与される可能性がある飼料にも、一定の要件を満たす動物由来たん白質以外は含んではならない。</p>

また、食品製造副産物等のうち、豚カット肉等、馬カット肉等、家
さん肉等又は魚介類を原材料として加工する食品を製造する食品工
場の製造過程において発生する残さを原料として使用する食品循環
資源利用飼料製造事業場等は、動物由来たん白質の規制の観点か
ら、大臣確認も受けなければならないことに留意が必要である。

さらに、飼料の原料の受入、製造、保管等における動物由来たん白
質の混入防止対策については、「反すう動物用飼料への動物由来たん白
質の混入防止に関するガイドライン」（平成15年9月16日付け
15 消安第1570号農林水産省消費・安全局長通知）を参照し、動物由
来たん白質の混入防止の徹底を図らなければならない。〔成分規格
等省令別表第1の2〕

3 [略]

第4 食品循環資源利用飼料の原料の収集、製造、保管等における安全確 保対策

1・2 [略]

3 原料受入者（飼料製造業者（食品循環資源利用飼料製造事業場）、 飼料販売業者等）における食品残さの受入

(1) 食品残さに加熱処理等の対象のものが含まれるか否かの確認

豚用飼料を製造する事業場において、食品循環資源を飼料の原
料として受け入れる場合には、当該食品循環資源に動物由来食品
循環資源が含まれるか否かを確認すること。動物由来食品循環資
源が含まれる場合には、当該動物由来食品循環資源が全て、処理
済食品由来動物由来食品循環資源又は確認済動物由来たん白質に
該当するか否かを確認すること。

全ての動物由来食品循環資源が処理済食品由来動物由来食品循
環資源又は確認済動物由来たん白質に該当しない場合であって、
当該動物由来食品循環資源を豚用飼料の製造工程で使用する場合

また、食品製造副産物等のうち、豚カット肉等、馬カット肉等、家
さん肉等又は魚介類を原材料として加工する食品を製造する食品工
場の製造過程において発生する残さを原料として使用する食品循環
資源利用飼料製造事業場等は、動物由来たん白質の規制の観点か
ら、大臣確認も受けなければならないことに留意が必要である。

さらに、飼料の原料の受入、製造、保管等における動物由来たん白
質の混入防止対策については、「反すう動物用飼料への動物由来たん白
質の混入防止に関するガイドライン」（平成15年9月16日付け
15 消安第1570号農林水産省消費・安全局長通知）を参照し、動物由
来たん白質の混入防止の徹底を図らなければならない。〔成分規格
等省令別表第1の2〕

3 [略]

第4 食品循環資源利用飼料の原料の収集、製造、保管等における安全確 保対策

1・2 [略]

3 原料受入者（飼料製造業者（食品循環資源利用飼料製造事業場）、 飼料販売業者等）における食品残さの受入

(1) 食品残さに加熱処理等の対象のものが含まれるか否かの確認

豚用飼料を製造する事業場において、食品循環資源を飼料の原
料として受け入れる場合には、当該食品循環資源に動物由来食品
循環資源が含まれるか否かを確認すること。動物由来食品循環資
源が含まれる場合には、当該動物由来食品循環資源が全て、処理
済食品由来動物由来食品循環資源又は確認済動物由来たん白質に該
当するか否かを確認すること。

全ての動物由来食品循環資源が処理済食品由来動物由来食品循
環資源又は確認済動物由来たん白質に該当しない場合であって、
当該動物由来食品循環資源を豚用飼料の製造工程で使用する場合に

には、製造段階で確実に加熱処理等を行うこと。また、しょうちゅうゆいかすや野菜カット屑など、動物由来食品循環資源に該当しない食品循環資源を豚用飼料の製造工程で使用する場合には、加熱処理等の対象の動物由来食品循環資源と接触しないよう取り扱うこととし、接触した場合には、加熱処理等の対象となるので留意すること。

加熱処理等を行わない事業場においては、製造した飼料の出荷先が加熱処理等を行う事業場であることが担保できる場合を除いて、加熱処理等が必要な飼料の原料を受け入れなくてはならず、この担保は、両製造業者間における契約等により行うこと。

(2) [略]

4 飼料の製造

(1) 細菌、ウイルス等病原微生物汚染対策（加熱処理等の条件等）

① 3の(1)で、加熱処理等が必要な原料を受け入れている場合には、以下のとおり、加熱処理等を行うこと。

ア 豚用飼料を製造する飼料製造業者及び豚用飼料と同じ製造工程で、豚以外の家畜用飼料を製造する飼料製造業者（製造した飼料の出荷先が加熱処理等を行う事業場であることが担保できる場合を除く。）

成分規格等省令別表第1の6に基づき、以下の加熱処理等を行うこと。

(ア) 原料として用いる動物由来食品循環資源について、攪拌しながらその全体の温度を90℃以上に60分以上保つ方法又はこれと同等以上の効果を有する方法により加熱処理を行うこと。なお、同等以上の効果を有する方法の例として、攪拌しながらその全体の温度を95℃以上に19分以上又は100℃以上に60分以上保つ方法が挙げられる。

(イ)・(ウ) [略]

は、製造段階で確実に加熱処理等を行うこと。また、しょうちゅうゆいかすや野菜カット屑など、動物由来食品循環資源に該当しない食品循環資源を豚用飼料の製造工程で使用する場合には、加熱処理等の対象の動物由来食品循環資源と接触しないよう取り扱うこととし、接触した場合には、加熱処理等の対象となるので留意すること。

加熱処理等を行わない事業場においては、製造した飼料の出荷先が加熱処理等を行う事業場であることが担保できる場合を除いて、加熱処理等が必要な飼料の原料を受け入れなくてはならず、この担保は、両製造業者間における契約等により行うこと。

(2) [略]

4 飼料の製造

(1) 細菌、ウイルス等病原微生物汚染対策（加熱処理等の条件等）

① 3の(1)で、加熱処理等が必要な原料を受け入れている場合には、以下のとおり、加熱処理等を行うこと。

ア 豚用飼料を製造する飼料製造業者及び豚用飼料と同じ製造工程で、豚以外の家畜用飼料を製造する飼料製造業者（製造した飼料の出荷先が加熱処理等を行う事業場であることが担保できる場合を除く。）

成分規格等省令別表第1の6に基づき、以下の加熱処理等を行うこと。

(ア) 原料として用いる動物由来食品循環資源について、攪拌しながらその全体の温度を90℃以上に60分以上保つ方法又はこれと同等以上の効果を有する方法により加熱処理を行うこと。なお、同等以上の効果を有する方法の例として、攪拌しながらその全体の温度を95℃に19分以上又は100℃以上に60分以上保つ方法が挙げられる。

(イ)・(ウ) [略]

イ [略]

②～④ [略]

(2) [略]

5 [略]

6 飼料の保管、出荷等

(1)・(2) [略]

(3) 製品の表示

製品を出荷する際には、以下の内容を表示すること。

①～⑤ [略]

⑥ ほ乳動物由来たん白質等を含む場合には、次の文字

「使用上及び保存上の注意

1 この飼料は、牛、めん羊、山羊及び鹿には使用しないこと（牛、めん羊、山羊又は鹿に使用した場合は処罰の対象となるので注意すること。）。

2 この飼料は、牛、めん羊、山羊及び鹿を対象とする飼料（飼料を製造するための原料又は材料を含む。）に混入しないよう保存すること。」

⑦ [略]

7 [略]

第5 [略]

第6 畜産農家等における原料収集、原料の運搬・保管、製造、飼料の保管及び使用

1 [略]

2 使用

(1)・(2) [略]

(3) 帳簿の記載等

イ [略]

②～④ [略]

(2) [略]

5 [略]

6 飼料の保管、出荷等

(1)・(2) [略]

(3) 製品の表示

製品を出荷する際には、以下の内容を表示すること。

①～⑥ [略]

⑥ ほ乳動物由来たん白質等を含む場合には、次の文字

「使用上及び保存上の注意

1 この飼料は、牛、めん羊、山羊及びしかには使用しないこと（牛、めん羊、山羊又はしかに使用した場合は処罰の対象となるので注意すること。）。

2 この飼料は、牛、めん羊、山羊及びしかを対象とする飼料（飼料を製造するための原料又は材料を含む。）に混入しないよう保存すること。」

⑦ [略]

7 [略]

第5 [略]

第6 畜産農家等における原料収集、原料の運搬・保管、製造、飼料の保管及び使用

1 [略]

2 使用

(1)・(2) [略]

(3) 帳簿の記載等

①・② [略]

③ 帳簿の保存期間

①の帳簿は、飼料安全法に定められた8年間保存しなければならぬ。

また、②の帳簿は、次の各項目に掲げる動物に応じ、当該各項目に掲げる期間保存することが望ましい。

ア 牛 8年間

イ 採卵鶏、馬（食用に供しない馬を除く。） 5年間（乗用馬等非食用に飼養されていた馬について、食用として肥育することとした場合には、飼料の給与開始日から2年間）

ウ～カ [略]

キ その他の家畜 畜産物になるまでの期間等を考慮した適切な期間

別紙1 [略]

別紙2

食品循環資源利用飼料製造事業場適合状況確認届

年 月 日

農林水産省消費・安全局長 殿

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

[以下略]

①・②

③ 帳簿の保存期間

①の帳簿は、飼料安全法に定められた8年間保存しなければならぬ。

また、②の帳簿は、次の各項目に掲げる動物に応じ、当該各項目に掲げる期間保存することが望ましい。

ア 牛 8年間

イ 採卵鶏 5年間

ウ～カ [略]

別紙1 [略]

別紙2

食品循環資源利用飼料製造事業場適合状況確認届

年 月 日

農林水産省消費・安全局長 殿

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 印

[以下略]

<p>別紙3 食品循環資源利用飼料製造事業場届出事項変更届</p> <p>農林水産省消費・安全局長 殿</p> <p>住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地) 氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 印</p> <p>[以下略]</p> <p>別紙4 [略]</p>	<p>別紙3 食品循環資源利用飼料製造事業場届出事項変更届</p> <p>農林水産省消費・安全局長 殿</p> <p>住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地) 氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)</p> <p>[以下略]</p> <p>別紙4 [略]</p>
<p>別紙5 食品の製造段階における加熱処理等の状況により、 加熱処理等の対象のものが含まれていないと判断する場合の確認事項</p> <p>以下の1から4までのいずれかに該当するものは、処理済食品由来動物 由来食品循環資源とみなすことができる。</p> <p>[以下略]</p>	<p>別紙5 食品の製造段階における加熱処理等の状況により、 加熱処理等の対象のものが含まれていないと判断する場合の確認事項</p> <p>以下の1から4までのいずれかに該当するものは、処理済食品由来動物 由来食品循環資源に該当すると判断することができる。</p> <p>[以下略]</p>

附 則

ほ乳動物由来たん白質等を含む飼料に係る表示については、令和3年11月30日までは、この通知による改正後の食品循環資源利用飼料の安全確保のためのガイドラインの策定について（令和2年8月31日付け2消安第2496号農林水産省消費・安全局長通知）第4の6の（3）の⑥の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

令和2年12月1日

関係各位

**「食品循環資源利用飼料の安全確保のためのガイドラインの策定について」
の一部改正について**

平素より、飼料安全行政へのご理解、ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

1 ガイドラインの一部改正について

豚の悪性の家畜伝染病であるアフリカ豚熱（ASF）、豚熱（CSF）を始めとした家畜の伝染性疾病対策に万全を期すため、食品循環資源利用飼料の安全確保対策を強化・徹底することとし、令和2年8月26日付けで、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（成分規格等省令）を改正し、食品循環資源利用飼料の成分規格等を設定しました。同時に、令和2年8月31日付けで、規定の詳細や具体的な対応等を規定したガイドラインを策定しました。

今般、当該ガイドラインを一部改正したのでお知らせします。

一部改正の内容としては次の3点です。

- ①飼料安全法の対象家畜として、食用に供される馬が追加され、令和2年12月1日に施行されることに伴い、所要の改正を実施
- ②ガイドラインの第3の3の（7）に規定されている「飼料製造業者における加熱処理等の規定への適合状況の確認及び届出等」について、別紙2「食品循環資源利用飼料製造事業場適合状況確認届」（通称、「確認届」）及び別紙3「食品循環資源利用飼料製造事業場届出事項変更届」（通称、「確認変更届」）の様式の「印」を削除（つまり、届の提出に当たり、押印が不要となった。）
- ③用語の修正等

2 ガイドライン等のご案内について

成分規格等省令、ガイドライン、Q&A、確認届の様式や記載例等について、農林水産省のウェブサイトに掲載し、ご案内しております。

上記1-②の改正により、メールによる確認届の提出が可能となりました。確認届の提出が必要な事業者、提出先のメールアドレス等についても下記ウェブサイトでご案内しておりますので、ご確認ください。

<https://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/siryu/ecofeed.html>



担当： 農林水産省消費・安全局
畜水産安全管理課
粗飼料対策班 吉戸（よしと）、渡邊
TEL：03-3502-8702（直通）